

交付図書の訂正について

令和5年10月13日付けで入札公告を行った「東北自動車道 R6松尾八幡平～安代間舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和5年11月24日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・ 特記仕様書
- ・ 設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正 誤 表

特記仕様書
(P43)

(誤)

交通規制工 休憩施設規制 (昼夜連続) (PA)	前森山PA 上下線	道路掘削 捨土掘削 盛土工 粒状路盤工 コンクリート舗装版 オーバーレイ工 インターロッキングブロック 舗装 路面切削工	規制初日 6:00 (7:00) ~ 規制最終日 18:00 (17:00)	必要 (単価表の項目に 含む) ※夜間時の休憩施 設規制内へ配置す る規制材保守の交 通監視員は、本特 記仕様書23-1 9に記載のとおり とする。
	畑PA 上下線			

※上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお、()内は、交通規制内の施工可能時間を示す。

受注者は工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

25-18-2 施 工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、昼夜連続規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

25-18-3 夜間巡回

(1) 巡回内容

車線規制（昼夜連続）を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌6時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。

なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員以外の人員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記(1)の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)に要する費用は、交通規制の契約単価に含まれるものとし、別途検測は行わないものとする。

(正)

交通規制工 休憩施設規制 (昼夜連続) (PA)	前森山PA 上下線	道路掘削 捨土掘削 盛土工 粒状路盤工 コンクリート舗装版 オーバーレイ工 インターロッキングブロック 舗装 路面切削工	規制初日 6:00 (7:00) ~ 規制最終日 18:00 (17:00)	必要 (単価表の項目に 含む)
	畑PA 上下線			

※上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお、()内は、交通規制内の施工可能時間を示す。

受注者は工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

25-18-2 施 工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、昼夜連続規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

25-18-3 夜間巡回

(1) 巡回内容

車線規制（昼夜連続）を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌6時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。

なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員以外の人員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記(1)の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)に要する費用は、交通規制の契約単価に含まれるものとし、別途検測は行わないものとする。

